

## 議案第 2 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年  
山陽小野田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、  
「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年山陽小野  
田市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改  
める。

(山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田  
市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改  
める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号参考資料

山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p>

山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>